解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月三十一日北方町長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

岐阜県本巣郡北方町北方一三二三番地の五
北方町加茂土地区画整理組合
清算人代表　内藤　準一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三日開催の社員総会の決議により、同日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

大阪市住之江区北加賀屋二丁目一三番一一号　松崎孔事務所内二階一室
社団法人みゆき老人会
清算人　松崎　孔

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月十八日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目六番一号
新宮町沖田土地区画整理組合
清算人代表　中野　正敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十九日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

茨城県稲敷市下君山一八八六番地
農事組合法人江戸崎地区農作物病害虫防除協議会
清算人　吉岡　幹雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

群馬県前橋市城東町三丁目一八番一九号
財団法人昭和服装専門学校
清算人　大渕　功

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月一日寄附行為の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

千葉県市川市中山二丁目一〇番一号
聖教護持財団（財団法人）
清算人　久保田正尚

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）から平成二十六年一月七日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

東京都豊島区高田三丁目一四番二四号ハイライフ高田馬場
財団法人自然史科学研究所
代表清算人　猪郷　久義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

東京都文京区弥生二丁目一七番一〇号
財団法人江戸千家茶道会
清算人　川上　不白

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

神奈川県横須賀市衣笠町六番五号
宗教法人真一教会
清算人　本沢　倫子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

富山県滑川市寺家町一〇四番地
財団法人滑川市青少年婦人研修センター
代表清算人　久保　眞人

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十月十五日、長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

長野県伊那市下新田三〇五〇番地
伊那市土地開発公社
代表清算人　酒井　茂

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十月十八日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目九番九号
新宮町緑ケ浜土地区画整理組合
清算人代表　下瀬　博貴

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十五年九月三十日確定給付企業年金法第一一一条の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月七日

福岡県北九州市八幡東区大字枝光一九五〇番地の一〇
山本工作所厚生年金基金
清算人　岡田　裕二

配当公告

横浜市中区末吉町一丁目一八番地
破産者　協同組合マリンヨコハマ

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十二年（フ）第二六一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、一七〇、三二九、五〇一円

一、配当することのできる金額
金一三〇、六八四、四三〇円

平成二十五年十一月七日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　破産管財人　弁護士　湯沢　誠

第１期決算公告

平成25年11月7日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
一般社団法人ＵＩ三芳
代表理事　井出　清彦

貸借対照表の要旨

（平成25年6月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,000
	固定資産	1,000
	合計	2,000
負債及び純資産の部	流動負債	577,317
	負債合計	577,317
	基金	1,000
	利益剰余金	△576,317
	純資産合計	△575,317
	合計	2,000